

関東信越税理士会 熊谷支部12月例会次第

日時 平成24年12月13日(木)
午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|----------------|--------------------------|---|---------------|
| (1) 11月 6日(火) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 11月 6日(火) | 県北ブロック研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 11月 9日(金) | 県連支部長会・青色申告会協議会 | 於 | 大宮サンパレス |
| (4) 11月12日(月) | 納税表彰式 | 於 | さくらめいと |
| (5) 11月14日(水) | 熊谷法人会青年部研修会 | 於 | くまがや市商工会館妻沼本所 |
| (6) 11月16日(金) | 大里地域税政協議会講演会・懇親会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 11月19日(月) | 農業青色申告会連合会と税理士会熊谷支部との懇談会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (8) 11月21日(水) | 本会学術討論会 | 於 | 大宮ソニックシティ |
| (9) 11月26日(月) | 支部ソフトボール部忘年会 | 於 | 甲子園第2球場 |
| (10) 11月30日(金) | 青年部と弁護士会熊谷支部との懇談会 | 於 | キングアンバサダーホテル |
| (11) 12月 3日(月) | 署との書面添付・e-tax 推進協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (12) 12月 3日(月) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (13) 12月 3日(月) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (14) 12月10日(月) | 県連支部長会・分掌機関会議 | 於 | 大宮ソニックシティ |
| (15) 12月12日(水) | 本会理事会・支部長会 | 於 | 大宮パレスホテル |
| (16) 12月12日(水) | 確定申告無料納税相談日程表作成 | 於 | 事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部研修会

日時 12月13日(木)午後2時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

内容 「中小企業経営力強化支援法・中小企業会計基本要領」・「税理士法」

(2) 支部例会・地域例会・署との協議会・忘年会

日時 12月13日(木)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(3) 支部理事選挙投票及び開票

日時 12月13日(木)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス

(4) 県連支部長会・理事会

日時 12月14日(金)午前11時00分～
場所 大宮サンパレス

(5) 新年挨拶回り

日時 1月7日(月)午前10時30分～
場所 熊谷税務署・熊谷県税事務所

(6) 正副支部長・地域長会議

日時 1月7日(月)午前11時30分～
場所 未定

(7) 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月8日(火)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(8) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月10日(木)午前11時00分～
場所 埼玉グランドホテル深谷

(9) 署との綱紀監察協議会

日時 1月11日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(10) 正副支部長・署との協議会

日時 1月11日(金)午後4時30分～
場所 熊谷税務署

(11) 熊谷地区税務指導四者協議会

日時 1月16日(水)午後4時00分～
場所 熊谷会館

(12) 支部理事会

日時 1月17日(木)午後5時30分～
場所 熊谷商工会館 3階3号室

(13) 支部青年部研修会

日時 1月18日(金)午後2時00分～5時00分
場所 日本政策金融公庫

(14) 農業青色申告会との調印式

日時 1月18日(金)午後3時30分～
場所 熊谷税務署

(15) 電子申告パソコン操作研修会

日時 1月21日(月)・28日(月)午後1時30分～4時00分
場所 埼玉工業大学23号館情報基盤センター実習室

(16) 法人会青年部との合同研修会

日時 1月30日(水)午後4時00分～
場所 ホテルシティーフィールド

(17) 支部臨時総会

日時 2月7日(木)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス

(18) 確定申告研修会

日時 2月7日(木)午後1時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

〈派遣関係〉

熊谷市商工業振興対策委員会委員 小島周二会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 1月15日(火) 午前9時30分～ 署との協議会・支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス *バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部研修

日時 1月15日(火) 午前10時40分～

場所 ホテルガーデンパレス

内容 震災関連税制(所得税)・農業青色申告

講師 熊谷税務署担当官

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 税理士の資格取得制度のあり方を掲載しました。(平成24年10月)

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成24年10月)

1月例会	1月15日(火)午前9時30分～
------	------------------

2月例会	2月7日(木)午前9時30分～
------	-----------------

3月例会	3月29日(金)午後4時00分～
------	------------------

4月例会	4月8日(月)午前9時30分～
------	-----------------

5月例会	5月7日(火)午前9時30分～
------	-----------------

* 予定ですので変更になる場合もあります。

平成24年12月13日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡辺 実
副支部長 萩原直幸
地域長 林 法政
研修部長 曾根和也

税理士会36時間規定研修

平成24年度熊谷支部研修会のご案内

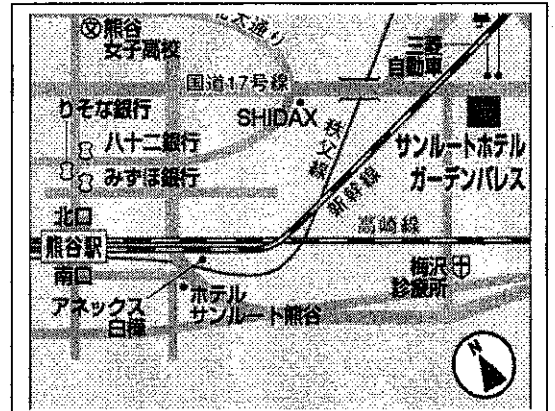
拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 平成25年1月15日(火) 午前10時40分～12時40分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 震災関連税制(所得税)・農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
単位 2単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発



★資料準備の為、12月25日(火)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

平成25年1月15日の研修会出席人数

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

【アンケート調査】

平成24年12月13日

次年度の会務運営の指針としますので、下記アンケート事項についてお答え下さい。

*該当項目に数字又は○をつけて下さい。

1. 次のうち、どの部門を希望しますか。第1～第3希望まで記入して下さい。

- ①総務部 () ②業務部 () ③経理部 () ④会報部 () ⑤制度部 ()
⑥税務支援対策部 () ⑦調査研究部 () ⑧研修部 () ⑨広報部 ()
⑩情報システム部 () ⑪福祉共済部 () ⑫公益活動対策部 ()
⑬租税教育推進部 () ⑭電子申告推進特別委員会 ()

※ ⑬・⑭については重複可。なお税務支援対策部所属の会員は継続記帳指導を担当することとなります。

※ ⑬・⑭については臨時総会で部又は委員会の設置を承認された場合に限ります。

2. 銀行への派遣について、希望しますか。

- ① 武蔵野銀行 (熊谷・深谷・寄居)
② 希望しない ()

3. 下記の相談室等への派遣を希望しますか。

- ① 商工会議所 (熊谷・深谷)
② 商工会 (妻沼・寄居・岡部・川本・大里・江南・豊里・花園)
③ 市民相談室 (熊谷・深谷)
④ 県立深谷商業高校専攻科
⑤ 租税教室
⑥ 希望しない ()

4. 部外に対する研修会・講演会等の講師として、派遣を希望しますか。

- ①希望する。 科目 ()
②希望しない ()

5. 例会時研修にて希望するテーマはありますか。

氏名 _____

*1月15日までに支部事務局にご提出下さい。 FAX 521-9612

平成 24 年 12 月 13 日

会員各位

熊谷支部税務支援対策部

電子申告パソコン操作研修会のご案内

今年度も無料申告相談において電子申告を行います。つきましては、下記の日程で電子申告パソコン操作研修を行いますので対象の会員におかれましてはご出席下さいますようお願いいたします。

記

対象者 深谷コミュニティセンター無料申告相談担当者
商工会議所・商工会・農業青色申告会無料相談代理送信担当者

日 時 ①平成 25 年 1 月 21 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
②平成 25 年 1 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

《1部》 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
[内容] 申告書作成コーナーパソコン操作+深谷コミュニティセンター担当の注意点

《2部》 午後 2 時 40 分～午後 4 時 00 分
[内容] 商工会議所・商工会・農業青色申告会代理送信担当の注意点

※いずれか都合のよい日を選択してください
※深谷コミュニティセンター担当のみの方は 1 部のみでの参加で構いません
※代理送信担当の方は 1 部 2 部ともにご参加ください

場 所 埼玉工業大学 23 号館情報基盤センター実習室
深谷市普濟寺 1690 電話 048-585-2521 駐車場は北門からお入りください

講 師 熊谷税務署担当官

★ 税理士会発行の電子証明書カードを持参する必要はありません。
平成 25 年 1 月 11 日（金）までに支部事務局宛 F A X にてご連絡下さい。

F A X 5 2 1 - 9 6 1 2

- ① 平成 25 年 1 月 21 日（月）
の研修に出席します（該当部分に○をつけてください）
- ② 平成 24 年 1 月 28 日（月）

会員名 _____

平成 24 年 12 月 13 日
税務支援対策部 中野

- ① 確定申告期無料申告相談の日程表について
- ② 平成 25 年 1 月 15 日（火）例会時研修について
- ③ 電子申告パソコン操作研修について
- ④ コールセンター、宇都宮支部無料申告相談の研修について（埼玉県連主催）
【日時】 平成 25 年 1 月 17 日（木）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
【会場】 大宮法科大学院講堂
1 部 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分 コールセンター研修
2 部 午後 3 時～午後 4 時 30 分 震災対応研修
※ 詳細については後日県連より案内があります
※ 研修資料は当日会場で配布（欠席者へは郵送）
- ⑤ コールセンター震災対応班の編成について
12 月 27 日（木） 県連より震災対応班従事お願い F A X を送信予定
- ⑥ 宇都宮会場（コールセンター、無料申告相談）派遣交通費について
新幹線自由席料金⇒新幹線指定席料金

税 務 調 査 事 前 通 知 確 認 書

通知日時・方法	平成 年 月 日 時 分	電話	文書
通知者	局 署(部) 部門(課)	受信者	

通知事項 (法：74条の9、令：30条の4)		チェック欄	通知内容
1	実地の調査を行う旨	法①	有 無
2	納税義務者の氏名及び住所等	令①一	氏名 住所等 法人名 所在地
3	調査担当者の所属官署：氏名	令①二	〔代表者〕
4	調査を開始する日時	法①一	年 月 日 時 分
5	調査を行う場所	法①二	
6	調査の目的	法①三	
7	調査の対象となる税目	法①四	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 酒 税 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	調査の対象となる期間	法①五	自 ~ 至
9	調査対象となる帳簿書類 その他の物件	法①六	<input type="checkbox"/> 法定の帳簿書類（根拠法令) <input type="checkbox"/> その他（)
10	上記4及び5の変更に 関する事項	令①三	
11	調査対象拡大に 関する規定の説明	令①四	有 無

通 知 の 処 理 て ん 末	
所長への連絡(確認印)	納税義務者への連絡
(応答要旨) ＊調査担当者（代表者以外）	

FAX公文

関信越税業発24第135号
平成24年10月31日

県連会長
支部長 各位

関東信越税理士会
会長 小林 健彦



本会ホームページリニューアルに係る ID・パスワードについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は会務活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて本日、本会ホームページをリニューアルいたしました。リニューアル後の「会員専用サイト」ID・パスワードはこれまでと異なり、全会員共通となります。下記の通りです。

ID kzei0223

パスワード kzei0223

(両方とも同じです)

また、会員専用サイト内の「eラーニング（研修受講システム）」ですが、こちらは各会員別で、これまで会員専用サイトにお入りいただく際にご利用いただいていた ID・パスワード（tc〇〇〇〇、sa〇〇〇〇 等）をそのままご利用いただけます。

詳細につきましては本会会報11月15日号に掲載いたします。ご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

【写送付先】本会広報部委員、県連事務局、支部事務局

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
25. 1. 31 (木)	染谷芙美子	
25. 2. 4 (月)	富田秀昭	
25. 2. 7 (木)	例会・研修会	
25. 2. 11 (月)	長谷部好一	
25. 2. 14 (木)	福島泰彦	
25. 2. 18 (月)	武藤伸悟	
25. 2. 21 (木)	大山 亨	
25. 2. 25 (月)	大久保秀彦	
25. 2. 28 (木)	金井千尋	
25. 3. 4 (月)	木村和吉	
25. 3. 7 (木)	林 正浩	
25. 3. 11 (月)	原 靖	
25. 3. 14 (木)	蛭川高鋭	
25. 3. 18 (月)	藤野佳子	
25. 3. 21 (木)	水野敦史	
25. 3. 25 (月)	森戸 裕	
25. 3. 28 (木)	姉崎正一	
25. 4. 1 (月)	大島孝夫	
25. 4. 4 (木)	神田福男	
25. 4. 8 (月)	木本純二	
25. 4. 11 (木)	小田部安彦	
25. 4. 15 (月)	小林 勇	
25. 4. 18 (木)	小林拓人	
25. 4. 22 (月)	櫻井富美子	
25. 4. 25 (木)	須永栄子	
25. 4. 29 (月)	戸井田浩	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

日時 平成24年12月13日(木)
16時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 平成24年分の確定申告期における閉庁日対応について (総務課)

閉庁日対応を行う日 平成25年2月24日(日)及び3月3日(日)

対応業務 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

(2) e-Tax システム改修等の概要について (総務課)

パスワードリマインダー機能の追加などにつきまして、別添1のとおりシステム改修の予定がありますのでお知らせします。

- (3) 国家公務員倫理法・倫理規程について (総務課)
別添2「国民の皆様の8つの疑問にお答えします」参照
- (4) 確定申告書用紙の配付依頼について (管理運営部門)
イ 別添3「確定申告関係書類配付表」(平成24年分)に記載の書類
税理士会事務所に備え付け
ロ 上記「イ」以外の書類
別添4「確定申告関係用紙申込票」により税務署(管理運営部門)あて請求
- (5) 平成24年分所得税申告書様式の改訂について (個人課税部門)
別添5「申告書様式の改訂について」参照
- (6) 平成24年分所得税・消費税及び地方消費税の確定申告の
お知らせはがき等の送付について (個人課税部門)
別添6「平成24年分お知らせはがきの送付対象者」参照
- (7) e-Tax研修会の開催について (個人課税部門)
日時：平成25年1月21日(月) 13:30~16:00
平成25年1月28日(月) 13:30~16:00
場所：埼玉工業大学(深谷市)

- (8) 相続税の申告書における無申告者の記載欄について (お願い) (資産課税部門)
同一の申告書において無申告者がいる場合には、その者の記載欄を斜線で抹消していただくようお願いします。

5 税理士会からの連絡事項

添付書類

- | | | |
|---|--------------------------|----------|
| 1 | 「平成 24 年度におけるシステム改修等の概要」 | (総務課) |
| 2 | 「国民の皆様への 8 つの疑問にお答えします」 | (総務課) |
| 3 | 「確定申告関係書類配付表」 | (管理運営部門) |
| 4 | 「確定申告関係用紙申込票」 | (管理運営部門) |
| 5 | 「申告書様式の改訂について」 | (個人課税部門) |
| 6 | 「平成 24 年分お知らせはがきの送付対象者」 | (個人課税部門) |

平成 24 年度におけるシステム改修等の概要

	開 発 案 件	概 要
1	パスワードリマインダー機能の追加	e-Tax のパスワードを忘失した場合に、あらかじめ登録したキーワード等により本人確認を行い、オンラインでのパスワードの再設定を可能とする。
2	納税者へのお知らせメールへ氏名・名称の表示	納税者のメッセージボックスにメッセージを格納したときに配信しているお知らせメールに、納税者があらかじめ登録した氏名・名称を表示する。
3	e-Tax ソフト (WEB 版) の機能修正	e-Tax ソフト (WEB 版) について、ユーザビリティの観点から画面構成等の見直しを図り、必要な機能修正を行う。
4	メッセージボックスの保存期間の延長	納税者のメッセージボックスに格納するメッセージの保存期間を 1,100 日 (約 3 年) から 1,900 日 (約 5 年) に延長する。
5	確定申告書等作成コーナー体験版の作成	作成コーナーを利用したことがない人を対象に、所得税について申告書の作成から e-Tax への送信までの操作を体験できるコーナーをホームページ上に掲載する。

国民の皆様の

8つの疑問

にお答えします

——国家公務員倫理法・倫理規程について——

その1

国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程とは、どのようなものですか？

国家公務員倫理法（倫理法）は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした法律です。国家公務員倫理規程（倫理規程）は倫理法に基づく政令で、「利害関係者」に該当する人との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールが定められています。

※ 国家公務員倫理審査会のホームページ (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>) には、倫理法・倫理規程の全文のほか、各種広報用資料、解説と質疑応答集等が掲載されています。また、ホームページ上で倫理法・倫理規程や国家公務員の倫理に関する御意見、御質問も受け付けていますので、御利用ください。

その2

国家公務員にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

倫理規程では、「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」など、担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

その3

国家公務員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

国家公務員は、利害関係者から飲食等の接待を受けることは禁止されています。利害関係者からでなくとも、同じ相手から何度も食事をごちそうになる等、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

その4

国家公務員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。（1万円を超えるときは倫理監督官への事前の届出が必要となります。）

ただし、国家公務員による飲食費用の負担が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することは、利害関係者から当該差額分の接待を受けることとなるため、禁止されます。

その5

国家公務員に季節の贈り物やお礼の品を贈ることは問題ありませんか？

国家公務員は利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からはお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、通常の社交儀礼の範囲内で受け取ることができます。

その6

国家公務員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆等をするためには、国家公務員はあらかじめ各府省の承認を受ける必要があり、その際、受け取ることができる報酬の額についても、各府省で基準が定められています。また、報酬の額について事後に報告をしなければならない場合があります。

その7

国家公務員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員の親族の葬儀に際して、仕事上の関係者から多額の香典が集められるというケースが見られました。過去にこのような問題があったことを踏まえ、仕事の公正さに対して国民から疑惑や不信を招きかねないような行為は厳に慎むべきとの観点から、倫理規程では利害関係者から香典や祝儀を受け取ることが禁止されています。

その8

国家公務員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。残念ながら、最近でもこうした不祥事が見受けられ、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフや旅行をすることは、国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招くおそれがあります。こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は倫理規程によって禁止されています。

もちろん、ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。また、ゴルフについて、自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ（利害関係者も参加）に参加する場合等、認められる場合もありますし、旅行についても、仕事の都合で一緒に出張をしなければならない場合等、認められる場合もあります。

（詳細については、ホームページを御覧ください。）

公務員倫理ホットライン(倫理審査会の通報・相談窓口)

TEL 03-3581-5344 e-mail rinrimail@jinji.go.jp

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は国家公務員倫理審査会事務局へ御連絡ください。
通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3 ホームページ <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

確定申告関係書類配付表 (平成24年分)

税理士会

[所得税関係]

用 紙 名	
所得税 の確定 申告書	A様式
	B様式
	第三表(分離課税用)
	第四表(損失申告用)
	第四表付表(東日本大震災の被災者の方用)
確定申 告書の 手引き	A様式用
	B様式用
	損失申告用
青 色 決算書	一般用
	現金主義用
	不動産用
	付表(医師・歯科医師用)
収 支 内訳書	一般用
	不動産用
	農業用

用 紙 名	
添 付 書 類	所得の内訳書
	財産債務の明細書
	医療費の明細書
	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
	家内労働者等の事業所得等の必要経費額の計算書
	外国税額控除の計算明細書
	控除対象外消費税の必要経費算入に関する明細書
	政党等寄付金特別控除額の計算明細書
	先物取引に係る雑所得等の計算明細書
	付表 先物取引の繰越用
準確定申告書付表	
各 種 届出書	青色申告承認申請書
	専従者給与の届出書
	青色申告取りやめ書
	開廃業届出書

[消費税関係]

消費税 の 申告書	一般・簡易
	付表2・付表5
	一般・簡易用手引き
	仕入控除額に関する明細書

[資産税関係]

譲渡所得の内訳書	
株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書	
所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	
贈与税 申告書	第一表
	第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	第二表(相続時精算課税の計算明細書)

[納付関係]

納付書 関 係	所得税納付書
	消費税納付書
	贈与税納付書
	口座振替依頼書

[電子申告関係]

電子申告・納税等開始(変更等)届出書
ダイレクト納付利用届出書

平成 年 月 日

熊谷税務署
管理運営部門あて

確定申告関係用紙申込票

税理士名 _____
所在地 _____
担当者 _____
電 話 _____

用紙名等	部数	用紙名等	部数

- 1 主な用紙は、税理士会事務局にまとめて用意してあります。
- 2 税理士会事務局に用意していない用紙については、この申込票をご提出ください。
- 3 用紙の交付については、管理運営部門の窓口で交付します。
事前にご連絡を差し上げますが、概ね1週間程度かかります。

準備	交付

別 添

申告書様式の改訂について

申告書様式について次のとおり改訂します。改訂後の申告書は別紙のとおりです。

改訂事項	対象となる申告書
○ 提出用の右端の使用対象年分を「平成24年分以降用」に改訂	申告書A 申告書B
○ 帳票コードの改訂	
○ 第一表「翌年以降送付不要」の文字を太くし、強調	
○ 生命保険料控除の改正に伴い、第二表「生命保険料控除」欄の保険料の記載欄を「新生命保険料の計」、「新個人年金保険料の計」、「介護医療保険料の計」、「旧生命保険料の計」、「旧個人年金保険料の計」に改組	
○ 上記の改正に伴い、第二表「地震保険料控除」欄以下のレイアウトの修正及び提出用の右端の添付書類の注意書きについて、「生命保険料」の記載を「新(旧)生命保険料」に改訂	
○ 第二表「寄附金控除」欄の上段「寄附金」、下段「震災関連寄附金」を上段「震災関連寄附金」、下段「上以外の寄附金」に改訂	申告書A 申告書B 第三表 第四表
○ 申告書A、B第二表、第三表、第四表(二)の左端の「※平成二十二年分以降用の申告書から、これまで二枚目にあった住民税用がなくなりました。」の記載を削除	
○ 「本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額」を「本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額」に改訂	申告書第四表(二)

年 月 日

平成 年分の所得税の確定申告書A

第一表 (平成二十四年分以降用)

住所 (又は居所)	〒											
平成 年 1月1日 の住所	フリガナ											
	氏名											
	性別	世帯主の氏名					世帯主との続柄					
	男											
	女											
	生年月日						電話番号	自宅・勤務先・携帯				

収入金額等	給与	⑦					
	雑	公的年金等	①				
		その他	②				
	配当	③					
	一時	④					
所得金額	給与	①					
	雑	②					
	配当	③					
	一時	④					
	合計	⑤					
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥					
	小規模企業共済等掛金控除	⑦					
	生命保険料控除	⑧					
	地震保険料控除	⑨					
	寡婦、寡夫控除	⑩	0000				
	勤労学生、障害者控除	⑪	0000				
	配偶者控除	⑫	0000				
	配偶者特別控除	⑬	0000				
	扶養控除	⑭	0000				
	基礎控除	⑮	0000				
	⑥から⑮までの計	⑯					
	雑損控除	⑰					
	医療費控除	⑱					
	寄附金控除	⑲					
	合計	⑳					

税金の計算	課税される所得金額 (5-20)	⑳	000			
	上の㉑に対する税額	㉒				
	配当控除	㉓				
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉔				
	政党等寄附金等特別控除	㉕~㉖				
	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修認定長期優良 住宅新築等特別税額控除	㉗~㉘				
	電子証明書等特別控除	㉙				
	差引所得税額 (㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	㉚				
	災害減免額 外国税額控除	㉛				
	源泉徴収税額	㉜				
その他	申告納税額 納める税金	㉝	00			
	還付される税金 (㉛-㉜)	㉞	△			
	配偶者の合計所得金額	㉟				
	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㊱				
延納の届出	未納付の源泉徴収税額	㊲				
	申告期限までに納付する金額	㊳	00			
	延納届出額	㊴	000			

選受付される場合の所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名等	預金種類	普通 当座 振替 貯蓄
口座番号 記号番号		

(税理士 署名押印 電話番号)

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄	区分異動	A B C D E F G H I J K
	管理納管	事務 住民 検算
	通日付印	年月日
	一連番号	

平成 年分の所得税の確定申告書A

番号

F A O O 6 2

○この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

住所

フリガナ

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
⑮ 源泉徴収税額の合計額			円

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円
⑯ 雑所得控除額の合計			円

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例 <input type="text"/> 円				
非居住者の特例 <input type="text"/> 円				
配当割額控除額 <input type="text"/> 円				
家附金税額控除	都道府県、市区町村分		条例指定分	都道府県市区町村
	住所地の共同基金会、日赤支部分			
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名	住所		

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑦ 掛金の種類	支払掛金 円
社会保険料控除			⑦ 小規模企業共済等掛金控除	
合計			合計	
⑧ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計			
⑨ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑩ 本人該当事項		<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		
⑪ 障害者控除		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 学校名 <input type="text"/>		
氏名				
⑫ 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除	
		明・大 昭・平 . . .		
⑭ 配偶者特別控除・扶養控除	控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額 万円
			明・大 昭・平 . . .	
			明・大 昭・平 . . .	
⑬ 扶養控除額の合計				万円

17 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
18 医療費控除	損害金額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
19 寄附金控除	支払医療費		保険金などで補填される金額 円
寄附金控除	寄附先の所在地・名称		震災関連寄附金 円
			上以外の寄附金 円

○ 特例適用条文等

第二表 (平成二十四年分以降降用) ○第二表は、第一表と一緒提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料や新旧生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類白紙などに貼ってください。

一連番号

第一表 (平成二十四年分以降用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ	氏名	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 月 日 住 所	生 年 月 日	電 話 番 号	自宅・勤務先・携帯				

種類 青色申告 雑種 特表の示 番号 送付以降

収入金額等	事業等	⑦	
	農業	①	
	不動産	②	
	利子	③	
	配当	④	
	給与	⑤	
	雑	⑥	
	公的年金等	⑧	
	その他	⑨	
	総合譲渡	⑩	
短期	⑪		
長期	⑫		
一時	⑬		
所得金額	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨	
	雑損控除	⑩	
所得から差し引かれる金額	医療費控除	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寄附金控除	⑯	
	寡婦・寡夫控除	⑰	0000
	勤労学生・障害者控除	⑱	0000
	配偶者控除	⑳	0000
	配偶者特別控除	㉑	0000
扶養控除	㉒	0000	
基礎控除	㉓	0000	
合計	㉔		

税金	課税される所得金額	㉖	000	
	上の㉖に対する税額	㉗		
	配当控除	㉘		
	区分	㉙		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉚		
	区分	㉛		
	政党等寄附金等特別控除	㉜		
	区分	㉝		
	住宅耐震改修特別控除	㉞		
	区分	㉟		
電子証明書等特別控除	㊱			
計算	差引所得税額	㊲		
	災害減免額、外国税額控除	㊳		
	源泉徴収税額	㊴		
	申告納税額	㊵		
	予定納税額	㊶		
	(第1期分・第2期分)			
	第3期分の納める税金	㊷	00	
	の税額			
	還付される税金	㊸		
	その他	配偶者の合計所得金額	㊹	
専従者給与(控除)額の合計額		㊺		
青色申告特別控除額		㊻		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		㊼		
未納付の源泉徴収税額		㊽		
本年分で差し引く繰越損失額		㊾		
平均課税対象金額		㊿		
変動・臨時所得金額		㉀		
区分				
申告期限までに納付する金額		㉁	00	
延納届出額	㉂	000		
還付される税金の所	銀行・金庫・組合・農協・漁協			
	本店・支店・出張所・本所・支所			
	郵便局名等			
	預金種類	普通 当座 納税 貯蓄		
	口座番号			
	記号番号			
	(税理士署名押印)			
	電話番号			
	税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有	
	区分	A B C D E F G H I J K		
異動				
管理				

住所 (又事業所など)		フリガナ 氏名
----------------	--	------------

番号 <input style="width: 60px;" type="text"/>	一連番号 <input style="width: 20px;" type="text"/>
--	--

第四表(一)

(平成二十三年分以降用)

1 損失額又は所得金額

所得の種類			区分等	所得の生ずる場所	㉔ 収入金額	㉕ 必要経費等	㉖ 差引金額 (㉔-㉕)	㉗ 特別控除額	㉘ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額) ㉚ 円									
B 譲渡	短期	分離譲渡			円	円	円		㉛ 円
		総合譲渡							㉜ 円
	長期	分離譲渡			円	円	円		㉝ 円
		総合譲渡							㉞ 円
	一時								㉟ 円
	山林					円			㊱ 円
退職						円	円	㊲ 円	
E 株式等の譲渡	未公開分								㊳ 円
									㊴ 円
	上場分								㊵ 円
上場株式等の配当						円	円		㊶ 円
先物取引									㊷ 円
特例適用条文									

2 損益の通算

所得の種類	㉔ 通算前	㉕ 第1次通算後	㉖ 第2次通算後	㉗ 第3次通算後	㉘ 損失額又は所得金額
A 経常所得	㉚ 円	第1次	第2次	第3次	円
B 譲渡	短期 総合譲渡	㉜ 円	1次通算	2次通算	3次通算
	長期 分離譲渡(特定損失額)	㉝ △			
	長期 総合譲渡	㉞ 円			
	一時	㉟ 円			
C 山林	→ ㊱ 円				㉟ 円
D 退職	→ ㊲ 円				
損失額又は所得金額の合計額					㉚ 円

資産	整理欄
----	-----

平成 年分の所得税の修正申告書 (別表)

FA0045

住所 (又は事務所等) フリガナ 氏名	
------------------------------	--

番号		一連番号	
----	--	------	--

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨	
	※	⑩	

所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑫	
	医療費控除	⑬	
	社会保険料控除	⑭	
	小規模企業共済等掛金控除	⑮	
	生命保険料控除	⑯	
	地震保険料控除	⑰	
	寄附金控除	⑱	
	寡婦・寡夫控除	㉑	0000
	勤労学生・障害者控除	㉒	0000
	配偶者控除	㉓	0000
	配偶者特別控除	㉔	0000
	扶養控除	㉕	0000
	基礎控除	㉖	0000
合計	㉗		

税金の計算	課税される所得金額	㉘ 対応分	㉘	0000
		㉙ 対応分	㉙	0000
		㉚ 対応分	㉚	0000
	税額	㉛ 対応分	㉛	
		㉜ 対応分	㉜	
		㉝ 対応分	㉝	
		計(㉘+㉙+㉚)	㉞	
	配当控除	㉟	㉟	
		㊱	㊱	
		㊲	㊲	
		㊳	㊳	
		㊴	㊴	
		㊵	㊵	
		㊶	㊶	
	電子証明書等特別控除	㊷		

税金の計算	差引所得税額	㊸	
	災害減免額、外国税額控除	㊹	
	源泉徴収税額	㊺	
	申告納税額	㊻	
	予定納税額	㊼	
	第3期分の税額	㊽	00
納める税金	㊾		
還付される税金	㊿		

○ 修正申告により増加する税額等

申告納税額の増加額	㊿	
第3期分の税額の増加額	㊿	00

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名		氏名	
控除額等	円	控除額等	円
異動前		異動前	
異動後		異動後	

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由
	円	

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	配当に関する住民税の特例	円
	非居住者の特例	
	配当割額控除額	
	株式等譲渡所得割額控除額	
寄附金控除	都道府県市区町村分	円
	条例指定分	円
	都道府県市区町村	
事業税	非課税所得など	円
	番号	所得金額
	償還通算の特例適用前	円
	の不動産所得	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	
	事業用資産の譲渡損失など	
異動の理由		

整理欄	申告区分	申告年月日	所得種類
	特例適用文	法の	条の
	申告期限		項

第五表 (平成二十三年分以降適用) ○ 第五表は、申告書Bの第一表と一併に提出してください。

書き方とご注意

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 2 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- 3 この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - (1) 「平成□□年分の所得税の修正申告書(別表)」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - (2) 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

(注) ⑩、⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類と略称とその所得金額を書いてください。

なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからキの順に書いてください。

また、アからキの所得が数多くあるなど⑩、⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」

イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」

ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」

エ 分離課税の上場株式等の配当所得があるときは「上場株式等の分離配当所得」

オ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」

カ 山林所得があるときは「山林所得」

キ 退職所得があるときは「退職所得」
 - (3) 「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額の増加額」欄には、申告書B第一表の「申告納税額」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を書き、「第3期分の税額の増加額」欄には、申告書B第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
 - (4) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したものののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 4 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
 - (1) 「平成□□年分の所得税の申告書B」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - (2) 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - (3) 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。
- 5 納付すべき税額は、修正申告書（申告書B第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 7.3% (注)	×	期間 (日数) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「前年の11/30において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」

- 計算した本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

平成24年分お知らせはがきの送付対象者

前年における申告区分			発送区分
税務署申告	e-Tax申告者	作成コーナー用PC (e-Tax)	お知らせはがき (来署用)
	書面申告者	作成コーナー用PC (書面)	お知らせはがき (来署用)
		手書き申告書	プレプリント申告書
自宅申告	e-Tax申告者	本人送信	発送なし
		税理士の代理送信	
	書面申告者	国税庁HP作成コーナー (書面)	お知らせはがき (自宅用)
		手書き申告書	プレプリント申告書
		本人送信	発送なし
年金説明会・無料相談	e-Tax申告者	税理士の代理送信	お知らせはがき (来署用)
		作成コーナー用PC (e-Tax)	
		作成コーナー用PC (書面)	
	書面申告者	手書き申告書	プレプリント申告書
		本人送信	発送なし
関係団体(青申会、商工会等)申告者	e-Tax申告者	税理士の代理送信	お知らせはがき (来署用)
		手書き申告書	プレプリント申告書

(注1)平成24年分の送付対象者は、23年分の送付対象者と同様である。
 (注2) は、お知らせはがきの送付対象者(システム抽出)を示す。
 (注3)お知らせはがきの送付対象者のうち、納付書送付対象者及び補完記入対象者については、お知らせはがきに代えて、お知らせ通知書を送付する。

稅 理 士 法

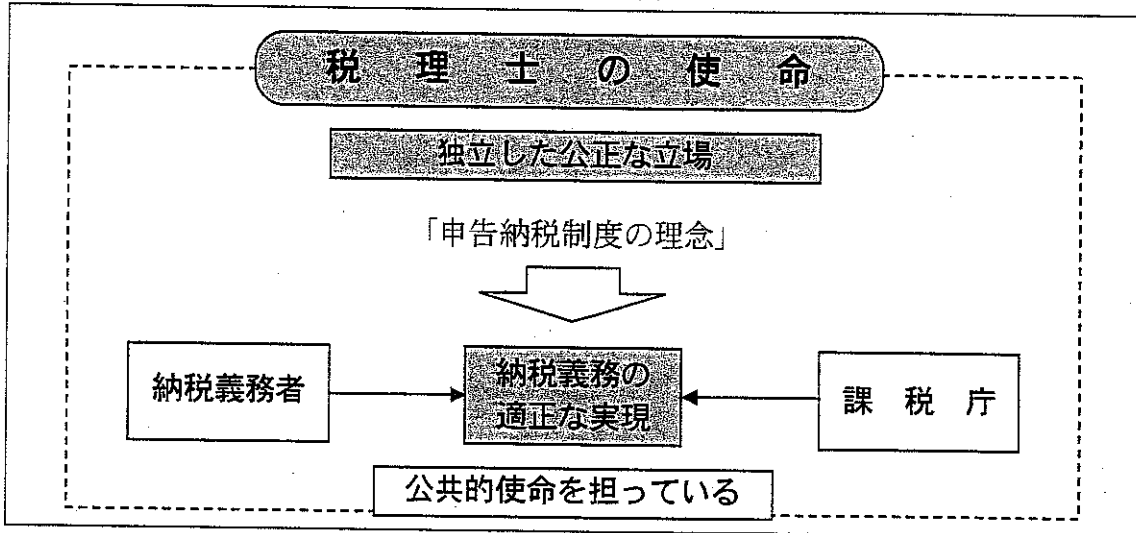
目 次

1 総 則	1
(1) 税理士の使命	1
(2) 税理士が行う業務	1
(3) 税理士業務は税理士の独占業務	2
2 税理士等に対する指導監督	2
(1) 国税庁の任務	2
(2) 指導監督	2
(3) 税理士等に対する指導等	2
(4) 税理士等に課された義務	3
3 税理士法の懲戒処分に係る非違事例	6
(1) 脱税相談及び故意による不真正税務書類の作成 (複数の不正行為)	6
(2) 故意による不真正税務書類の作成 (不正事実の認識)	6
(3) 故意による不真正税務書類の作成 (関与先からの要請)	6
(4) 過失による不真正税務書類の作成 (相当の注意を怠った場合)	7
(5) 脱税相談	7
(6) 自己脱税 (個人の関与先からの収入除外)	7
(7) 自己脱税 (架空経費の計上)	7
(8) 自己脱税 (相続財産の除外)	7
(9) 自己脱税 (税理士が経営者である法人の不正経理)	8
(10) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ (無申告)	8
(11) 多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ (多額の申告漏れ)	8
(12) 名義貸し	8
(13) 業務け怠	9
(14) その他反職業倫理的行為 (業務上横領)	9
(15) その他反職業倫理的行為 (ニセ税理士の助長行為)	9
(16) その他反職業倫理的行為 (脱税幫助行為)	9
(17) 社員の競業の禁止違反	10
(18) 法第 33 条の 2 により添付する書面への虚偽記載	10
(19) 2 箇所税理士事務所設置違反	10
(20) 使用人等に対する監督義務違反 (使用人の不正加担)	11
4 その他の非違事例	12
5 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方 (平成 20 年 3 月 31 日付財務省告示第 104 号)	14

1 総 則

(1) 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（法1）。



(2) 税理士が行う業務

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする（法2）。

イ 税理士業務

税 務 代 理	税務書類の作成	税 務 相 談
税務官公署に対する申告、申請、請求若しくは不服申立て、又は申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述について、代理し、又は代行すること	税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立て書等を作成すること	税務官公署に対する申告等、「税務代理」に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関して、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること
法2①一	法2①二	法2①三

ロ 付随業務

税理士は、上記の税理士業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる（法2②）。

ハ 裁判所における補佐人としての陳述

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる（法2の2）。

(3) 税理士業務は税理士の独占業務

税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）でない者は、別段の定めがある場合を除き、税理士業務を行ってはならない（法 52）。

（参考）「別段の定め」

税理士又は税理士法人以外の者が行う税理士業務は、次のとおり。

- ① 臨時の税務書類の作成等（法 50）
- ② 税理士業務を行う弁護士等（法 51）
- ③ 行政書士が行う税務書類の作成（法 51 の 2）

2 税理士等に対する指導監督

(1) 国税庁の任務

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする（財務省設置法 19）。

(2) 指導監督

国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士等から報告を徴し、又は当該職員をして税理士等に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる（法 55）。

(3) 税理士等に対する指導等

税理士調査等により税理士等による税理士法違反の行為が把握された場合には、その違反の程度により、税務署長による行政指導や財務大臣による懲戒処分の手続きが行われる。

なお、税理士等の懲戒処分については、

- ① 戒告
- ② 1年以内の税理士業務の停止
- ③ 税理士業務の禁止

の3種類が定められており（法 44）、平成 20 年 3 月 31 日に国税庁から公表された「税理士法第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方」に基づき、懲戒処分の量定が判断される。

(4) 税理士等に課された義務等

内 容	対 象			
	税	税法	弁	弁法
(変更登録) 第 20 条 税理士は、第 18 条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。	○			
(税理士証票の返還) 第 28 条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第 43 条の規定に該当することとなった場合又は第 45 条若しくは第 46 条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。	○			
(税務代理の権限の明示) 第 30 条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。	○	○	○	○
(特別の委任を要する事項) 第 31 条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。 一 不服申立ての取下げ 二 代理人の選任	○	○	○	○
(税理士証票の提示) 第 32 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。	○			
(署名押印の義務) 第 33 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。 3 税理士は、前 2 項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。	◎	○	○	○
(脱税相談等の禁止) 第 36 条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。	◎	○	○	○
(信用失墜行為の禁止) 第 37 条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。	○	○	○	○
(秘密を守る義務) 第 38 条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。	◎		○	
(会則を守る義務) 第 39 条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。	○	○		
(研修) 第 39 条の 2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。	○			
(事務所の設置) 第 40 条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第 4 項において同じ。）を除く。次項及び第 3 項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を 2 以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。	○	○		
(帳簿作成の義務) 第 41 条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2 前項の帳簿は、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第 1 項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。	○	○	○	○

内 容	対 象			
	税	税法	弁	弁法
(使用人等に対する監督義務) 第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。	○	○	○	○
(助言義務) 第 41 条の 3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。	○	○	○	○
(業務の制限) 第 42 条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後 1 年間は、その離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。	○			
(業務の停止) 第 43 条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。	○		○	
(脱税相談等をした場合の懲戒) 第 45 条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 36 条の規定に違反する行為をしたときは、1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。	○		○	
(一般の懲戒) 第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。	○		○	
(税理士業務を行う弁護士等) 第 51 条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第 1 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 41 条から第 41 条の 3 まで、第 43 条前段、第 44 条から第 46 条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第 47 条、第 48 条、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第 33 条第 3 項及び第 33 条の 2 第 3 項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第 51 条第 1 項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。 3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第 1 項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第 33 条、第 33 条の 2、第 48 条の 16（第 39 条の規定を準用する部分を除く。）、第 48 条の 20（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士法人とみなす。			○	○

内 容	対 象
<p>(税理士業務の制限)</p> <p>第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。</p>	税理士ではない者
<p>(名称の使用制限)</p> <p>第 53 条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>4 前 3 項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。</p>	
<p>(税理士の使用人等の秘密を守る義務)</p> <p>第 54 条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。</p>	

- (注) 1 対象欄の「税」は税理士、「税法」は税理士法人、「弁」は通知弁護士、「弁法」は通知弁護士法人を示す。
2 対象欄の「税」の「◎」は、税理士のほか、税理士法第 50 条の規定により臨時的税務書類の作成等の許可を受けた者が対象となるものを示す。

3 税理士法の懲戒処分に係る非違事例

(1) 脱税相談及び故意による不真正税務書類の作成（複数の不正行為）

（事例1）税理士Aは、関与先であった株式会社 z の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役である y から依頼を受け、架空の外注費を計上することにより所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。また、株式会社 z の架空の外注費の計上に当たって、当該税理士の他の関与先を架空取引の相手方として利用するため、当該税理士自ら実態のない業務提携契約書を作成し、更に、架空の外注費に係る請求書の作成を指示するなど積極的に不正行為に関与した。

（条文）税理士法第36条違反、第45条第1項該当

（量定）6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 故意による不真正税務書類の作成（不正事実の認識）

（事例2）税理士Bは、関与先である株式会社 x の法人税の確定申告に当たり、当期の売上に計上すべき金額が翌期に繰り延べられていることを認識していたにもかかわらず、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文）第45条第1項該当

（量定）6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（事例3）税理士Cは、関与先である w の所得税の確定申告に当たり、同人から提示された所得金額等が過少なものであるとの認識を持ちながら、同人の指示に従い会計帳簿を確認することなく、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文）第45条第1項該当

（量定）6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(3) 故意による不真正税務書類の作成（関与先からの要請）

（事例4）税理士Dは、関与先であった v 株式会社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役である u から依頼を受け、収入を除外することにより所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文）第45条第1項該当

（量定）6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（事例5）税理士Eは、関与先である株式会社 t の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、同社の代表取締役である s から納付税額を少なくするよう依頼を受け、課税仕入額を水増し計上するなどにより納付税額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文）第45条第1項該当

（量定）6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4) 過失による不真正税務書類の作成 (相当の注意を怠った場合)

(事例6) 税理士Fは、関与先である有限会社 r の法人税の確定申告に当たり、同社の専務取締役である q から口頭による仕入れ金額の提示を受け、この支払いの事実を確認することなく、提示を受けた根拠のない金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

(条文) 第45条第2項該当

(量定) 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(5) 脱税相談

(事例7) 税理士Gは、関与先の現経営者 p から、前経営者 o (故人) が仕入れ金額を過大計上し、所得金額を少なく申告していたので修正申告をしたい旨の相談を受けたが、修正申告書を出せば税務調査に来られるので、このまま放置しておくよう指南し、修正申告書の提出を止めさせた。

(条文) 税理士法第36条違反、第45条第1項該当

(量定) 6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(6) 自己脱税 (個人の関与先からの収入除外)

(事例8) 税理士Hは、自己の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、源泉所得税が徴収されていない関与先からの報酬を収入から除外することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

(条文) 税理士法第37条違反、第46条該当

(量定) 1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(7) 自己脱税 (架空経費の計上)

(事例9) 税理士Iは、自己の所得税の確定申告に当たり、勤務実態のない元使用人 n の名義を使用して人件費を架空計上することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

(条文) 税理士法第37条違反、第46条該当

(量定) 1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(8) 自己脱税 (相続財産の除外)

(事例10) 税理士Jは、m を被相続人とする自己の相続税の申告に当たり、被相続人に帰属する相続人名義の預金等を相続財産から除外することにより相続財産価額を不正に圧縮して申告した。

(条文) 税理士法第37条違反、第46条該当

(量定) 1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(9) 自己脱税（税理士が経営者である法人の不正経理）

（事例 11）税理士Kは、自らが代表取締役である株式会社 l の法人税の確定申告に当たり、収入を除外するなどにより所得金額を不正に圧縮して申告した。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(10) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）

（事例 12）税理士Lは、自己の所得税の確定申告並びに消費税及び地方消費税の確定申告について、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに確定申告書を提出していなかった。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

（事例 13）税理士Mは、自己が主宰する有限会社 k の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに確定申告書を提出していなかった。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

(11) 多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ（多額の申告漏れ）

（事例 14）税理士Nは、自己の所得税の確定申告に当たり、帳簿の作成や証ひょう類を保存していなかったため、受領した決算料など多額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、帳簿等の保存がなかったにもかかわらず、仕入税額控除を適用し、納付税額を過少に申告した。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

(12) 名義貸し

（事例 15）税理士Oは 3 年にわたり、税理士資格を有しない j からの依頼を受けて、同人が作成した i 株式会社ほか 5 社の法人税及び消費税の確定申告書並びに h ほか 5 名の所得税及び消費税の確定申告書の合計 50 件の申告書に署名、押印する「名義貸し」行為を行った。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）1 年以内の税理士業務の停止

(事例 16) 税理士 P は 2 年半にわたり、税理士資格を有しない g 及び f を使用人と装い、同人等が作成した有限会社 e ほか 20 社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書 50 件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 1 年以内の税理士業務の停止

(13) 業務け怠

(事例 17) 税理士 Q は、関与先である d ほか 10 名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告について、申告書の作成又は法定申告期限までの提出を怠り、青色申告特別控除の不適用及び所得税額の滞納の発生など多大な損害を与えた。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

(14) その他反職業倫理的行為 (業務上横領)

(事例 18) 税理士 R は、関与先である c ほか個人 10 名及び有限会社 b ほか法人 10 社から預かった税理士報酬に係る源泉所得税を事務所運営資金に流用していた。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告、1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(15) その他反職業倫理的行為 (ニセ税理士の助長行為)

(事例 19) 税理士 S は、税理士資格のない a 及び z が税務書類の作成を行うことを認識しながら、自身の税理士事務所で使用している申告書作成が可能な会計ソフトを貸与し、税理士業務を行うことを黙認した。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(16) その他反職業倫理的行為 (脱税幫助行為)

(事例 20) 税理士 T は、関与先であった y 株式会社の法人税の確定申告に当たり、関連会社である株式会社 x が所得金額を圧縮するために外注費を水増し計上したこととつじつまを合わせるために、当該水増し計上額に相当する金額を y 株式会社の架空の売上として計上するよう同社の経営者である w から指示され、所得金額が過大となった申告書を作成した。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(17) 社員の競業の禁止違反

(事例 21) 税理士Uは、v 税理士法人の社員税理士であったにもかかわらず、同法人の業務外で、自宅の事務所において、有限会社 u ほか 5 社及び t ほか 10 人の申告書の作成を行った。

(条文) 税理士法第 48 条の 14 違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(18) 法第 33 条の 2 により添付する書面への虚偽記載

(事例 22) 税理士Vは、関与先であった株式会社 s の法人税の確定申告に当たり、所得金額を不正に圧縮した申告書を故意に作成しているにもかかわらず、税理士法第 33 条の 2 第 1 項の規定による添付書面に、架空の手数料の支払先とされた法人との業務内容等を検証し金額の妥当性について審査した旨の虚偽の記載をした。

(条文) 税理士法第 46 条違反、同条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(事例 23) 税理士Wは、関与先である有限会社 r の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、同社の消費税及び地方消費税の確定申告書に係る帳簿及び請求書の保存が法律の規定に従っていないにもかかわらず、税理士法第 33 条の 2 第 1 項の規定による添付書面に「仕入税額控除の要件とされる請求書等の保存状況は、適正におこなわれています。」「法人税消費税市県民税の申告書は、法令の規定に従って作成されております。」との虚偽の記載を行った。

(条文) 税理士法第 46 条違反、同条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(19) 2 箇所税理士事務所設置違反

(事例 24) 税理士Xは、登録上の事務所のほかに自宅に事務所を設置し、有限会社 q ほか 15 社、p ほか 5 名に対する税理士業務を行っていた。

(条文) 税理士法第 40 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(20) 使用人等に対する監督義務違反（使用人の不正加担）

（事例 25）税理士 Y は、使用人である o に対する監督を怠り、関与先であった株式会社 n の消費税の確定申告について、同社の代表取締役である m と o が共謀の上、架空の課税仕入を計上することにより不正に消費税の還付を受けていたにもかかわらず、これを見過ごした。

（条文）税理士法第 41 条の 2 違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

（事例 26）税理士 Z は、使用人に対する監督を怠り、使用人が作成した申告書の内容を確認することなく、また、税理士署名押印欄の署名押印も使用人に任せていた。

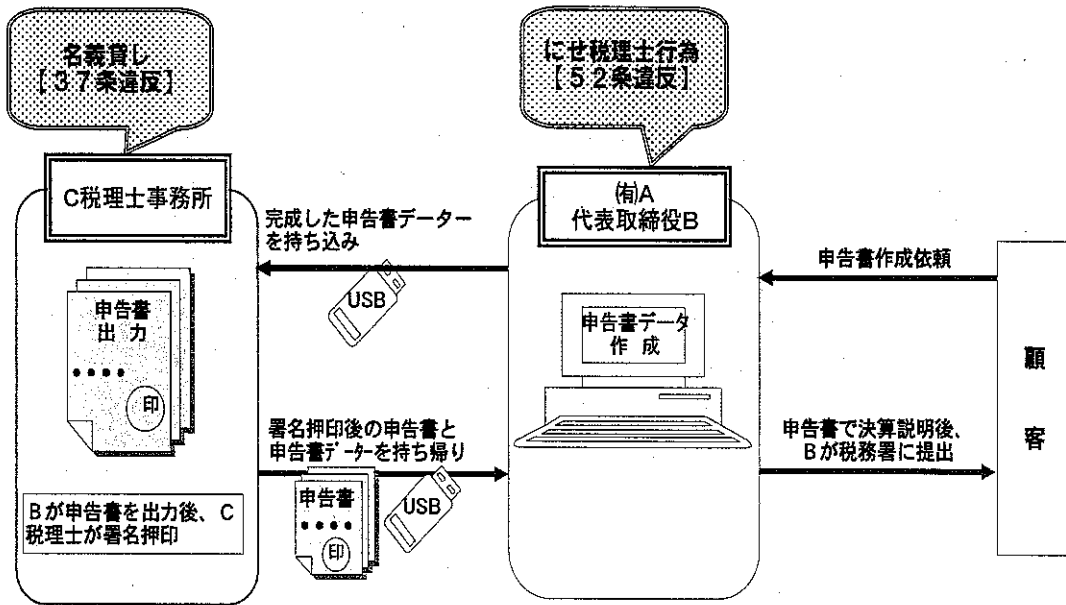
（条文）税理士法第 41 条の 2 違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

4 その他の非違事例

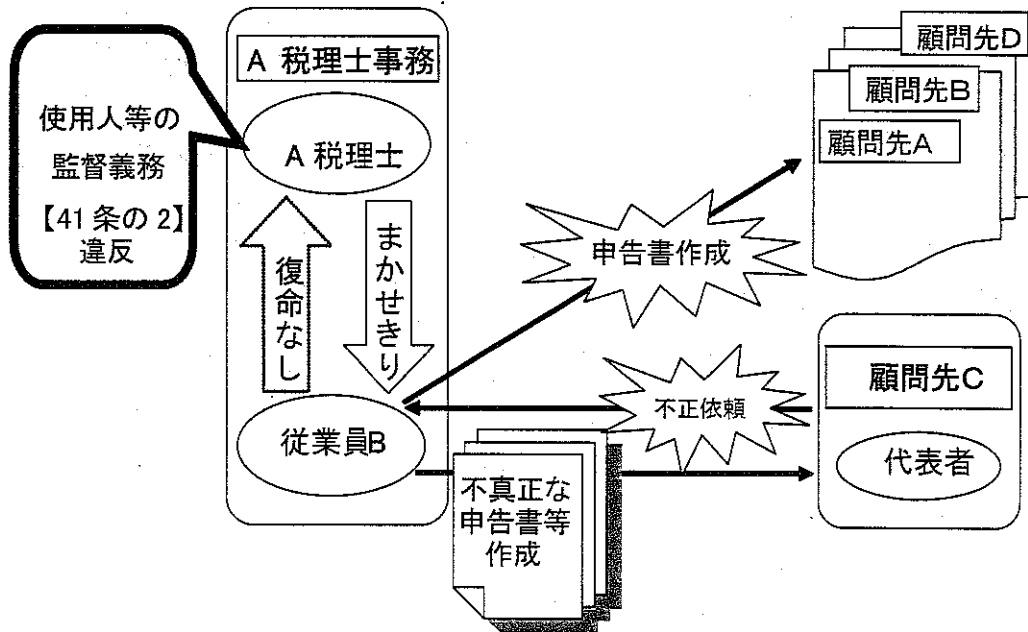
事例1

【形態図】



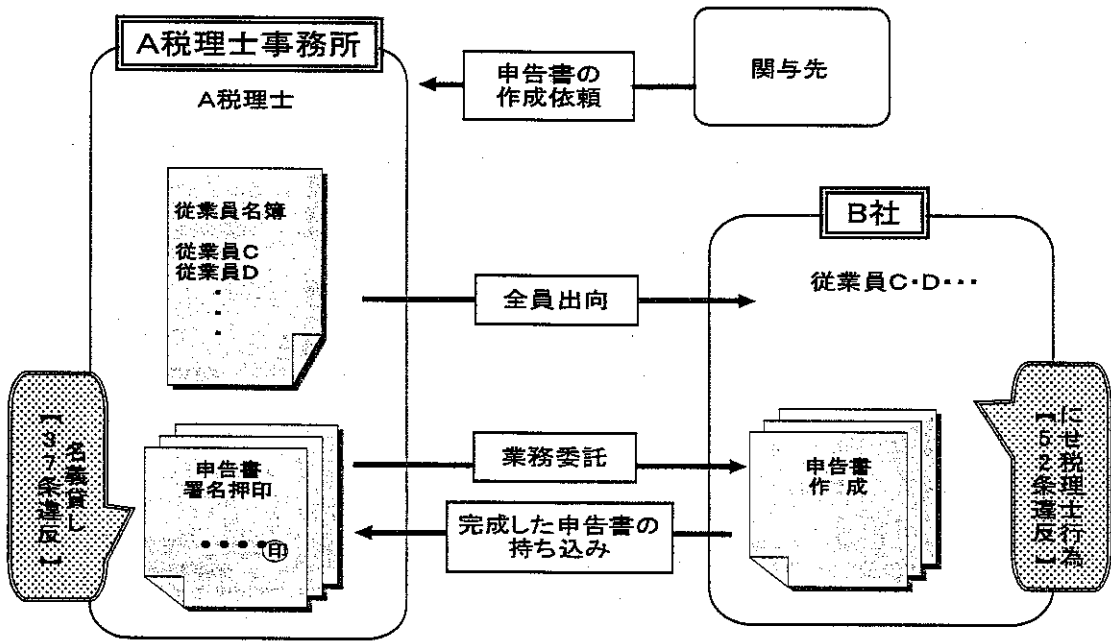
事例2

【形態図】



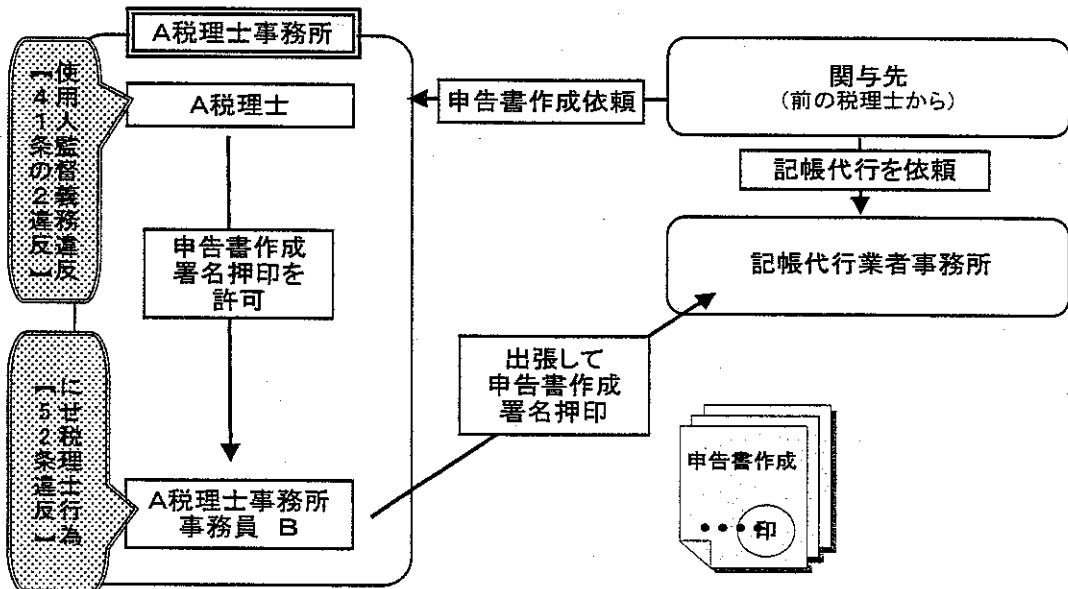
事例3

【形態図】



事例4

【形態図】



5 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

○財務省告示第 104 号

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 31 日

財務大臣 額賀 福志郎

I 総則

第 1 量定の判断要素及び範囲

税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、II に定める違反行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の処分歴
- ④ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

また、税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記の事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する。

なお、II に定める量定の考え方によることが適切でない認められた場合には、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第 2 違反行為の異なるものが 2 以上ある場合

II に定める違反行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合の量定は、それぞれの違反行為について算定した量定を合計したものを基本とする。

第 3 税理士業務の停止期間

税理士業務の停止期間は、1 月を単位とする。

II 量定の考え方

第 1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

- 1 税理士が法第 45 条第 1 項及び第 2 項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応

じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問ひ得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に応じて、

6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (2) 相当の注意を怠り、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問ひ得る申告漏れ所得金額等（修正申告書の提出等（国税通則法第 18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第 19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第 24 条に規定する更正若しくは同法第 25 条に規定する決定の処分）に係る所得金額等（所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものを含む。）をいう。以下同じ。）に応じて、

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

- 2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽記載した書面の件数、虚偽記載の程度に応じて、

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

- (2) 法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税（自己（自己が代表者等である法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があるとき。以下同じ。）

不正所得金額等に応じて、

1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいい、イの場合を除く。以下同じ。）

申告漏れ所得金額等に応じて、

戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

- ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の検査を妨げる行為等をしたとき。）

妨害行為の回数、程度に応じて、

1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- ニ 名義貸し（法第 52 条又は第 53 条の規定に違反する者に自己の名義を使用

させたとき。以下同じ。)

名義貸しを受けた者の人数のほか、違反行為の期間、名義貸しを受けた者の関与件数等に応じて、

1年以内の税理士業務の停止

ホ 業務懈怠（委嘱された税理士業務について正当な理由がなく怠ったとき。)

戒告又は6月以内の税理士業務の停止

ヘ その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたとき。)

戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(3) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。

1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。

戒告

(5) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(6) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。

違反行為に係る関与件数等に応じて、

1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(7) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。

戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）又は第48条の19（合併）等、税理士法人固有の手續規定に違反したとき。

戒告

(2) 法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税

法人の申告について、社員税理士等の行為により不正所得金額等が生じた場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

□ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

法人の申告について、社員税理士等の行為により多額な申告漏れ所得金額等が生じ、かつ、当該行為の内容が税理士としての職業倫理に著しく反するような場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

戒告又は6月以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

(3) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。

戒告

(4) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

(5) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次に掲げるところによる。

(1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があった場合に、所属する税理士法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

(2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散